

NO. 707
令和元年(2019)
11/8 (金)



小笠原 —OGASAWARA—
村民だより

編集・発行 小笠原村総務課

〒100-2101

東京都小笠原村父島字西町

TEL04998(2)3111

FAX04998(2)3222

臨時号

ホームページアドレス

<https://www.vill.ogasawara.tokyo.jp>

台風21号により被害を受けた方々にお見舞い申し上げます。

村民の皆様、10月は立て続けに台風が襲来し、多くの方々がご不便を強いられたことと思います。

特に、24日に接近した台風21号は、最大瞬間風速52・7mと非常に強い勢力を伴い、父島・母島の村内各所において大きな被害を受けたところです。

住居をはじめとして、店舗、車両・船舶、生産施設などに被害を受けた方々には心からお見舞い申し上げます。

村民の皆様が防災意識の高さもあり、人命に関わる被害がなかったことは、せめてもの救いと思っております。

村といたしましても、被災された方々の気持ちに寄り添い、関係機関の協力も得ながら、台風通過直後から各種生活基盤の復旧、片づけ、被災された方々への支援をできる限り進めてきたところでございます。

被災された方々に重ねてお見舞い申し上げますとともに、お気をお落としになりませんようお願いいたします。

被害の応急措置や、仮復旧などは進められているところではありますが、今後の本格的な復旧に向けて、引き続き関係機関の協力も得ながら全力で取り組んでまいりたいことをお伝えし、お見舞いのご挨拶とさせていただきます。

小笠原村長 森 下一男

なお、今回の台風により被害を受けた方々に対し、次の制度がありますのでお知らせいたします。

り災証明書・被災証明書の発行

台風等の災害により、お住いの住家等が被害にあわれた方を対象に「り災証明書」と「被災証明書」を発行します。主な用途としては、台風被害による家屋修繕に伴う各種保険申請や、税金や保険料の減免などに必要とされる場合があります。申請後、調査を行い、証明書を発行します（発行に1か月程度を要することがあります。発行の手数料は無料です）。詳細は、村ホームページをご覧ください。小笠原村総務課又は母島支所にお問い合わせください。

【発行場所】
小笠原村役場総務課、母島支所

●問合せ先 総務課総務係
母島支所 3-2111

ブルーシート及び土嚢（どこの袋の配布）

台風21号により家屋に被害を受けた世帯を対象に、ブルーシート及び土嚢（どこの袋）を配布いたします。

配布枚数は、ブルーシートは各世帯2枚、土嚢袋は各世帯10枚を上限といたします。（ブルーシートのサイズは3.6m×5.4mです）。在庫が無くなり次第、配布を終了します。数に限りがありますので、ご協力をお願いいたします。

【配布場所】
小笠原村役場総務課、母島支所

【配布時間】
平日の午前8時から午後5時15分まで

●問合せ先 総務課総務係 2-3111
母島支所 3-2111

災害被災者に対する税の減免措置等について

台風21号により被災された方は、「り災証明書」・「被災証明書」を添付して申請いただくことにより、申告等の期限の延長、徴収の猶予、減免等の措置が適用される場合があります。

税目により適用される措置や手続き方法が異なりますので、詳しくは各問合せ先までご相談ください。

●問合せ先
・固定資産税・個人の村都民税・法人村民税に関する事
小笠原村役場 財政課税務係 2-3112

・都税に関する事
小笠原支庁 総務課行政担当 2-3230

・国税に関する事
芝稅務署 国税局電話相談センター 03-3455-0551
(音声案内で「1」を選択してください)

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納期

台風21号により納期までに保険税（料）の納付が困難な方は、「り災証明書」・「被災証明書」をお持ちの上、ご相談ください。

●問合せ先 村民課住民係 2-3113

証明書の無償交付について

被災を原因として行う各種手続等のために使用する住民票の写しや所得証明書等の証明書は、交付手数料を無償で交付できることがあります。

申請の際に、「り災証明書」・「被災証明書」を持参のうえ、窓口でお申し付けください。なお、証明書の使いみちや提出先を詳細にお伺いすることがありますので、ご承知置きください。

- 問合せ先 村民課住民係 2-3113
- 財政課税務係 2-3112
- 母島支所庶務係 3-2111

漁業者向け金融支援について

台風19号又は21号による被害を受けた漁業者に対し、次のとおり支援事業があります。

- ①漁業特別対策資金(漁業近代化資金)
- 【融資対象】 台風19号又は21号による被害を受けた漁業者
- 【資金使途】 漁業経営維持に必要な運転資金等、設備修繕のための資材購入等
- 【融資限度額】 運転資金…200万円
設備資金…1,000万円
- 【融資利率】 0% (東京都が金利相当額を全額利子補給)
- 【償還期間】 運転資金…5年 (据置期間1年)
- 【受付期間】 令和元年11月8日から令和2年3月31日まで

- ②農林漁業セーフティネット資金(漁業)
- 【融資対象】 災害の被害を受けた漁業者
- 【資金使途】 漁業経営維持に必要な運転資金等
- 【融資限度額】 600万円
- 【融資利率】 0.06% (年利)
- 【償還期間】 10年 (据置期間3年以内)
- 【受付期間】 未設定

- 問合せ先 産業観光課 2-3114

農業者向け金融支援について

台風19号又は21号による被害を受けた農業者に対し、次のとおり支援事業があります。

- ①農業特別対策資金(農業近代化資金)
- 【融資対象】 台風19号又は21号による被害を受けた農業者
- 【資金使途】 農業経営維持に必要な運転資金等、施設修繕のための資材購入等
- 【融資限度額】 運転資金…200万円
施設資金…1,000万円
- 【融資利率】 0% (東京都が金利相当額を全額利子補給)
- 【償還期間】 運転資金…5年 (据置期間1年)
- 【受付期間】 令和元年11月8日から令和2年3月31日まで

- ②農林漁業セーフティネット資金(農業)
- 【融資対象】 災害の被害を受けた農業者
- 【資金使途】 農業経営維持に必要な運転資金等
- 【融資限度額】 600万円
- 【融資利率】 0.06% (年利)
- 【償還期間】 10年 (据置期間3年以内)
- 【受付期間】 未設定

- 問合せ先 産業観光課 2-3114

農業被害相談窓口

台風19号及び21号による農作物の被害を受けた農業者に対し、今後の作付計画や肥培管理等、復旧に向けた相談を受け付けます。

- 問合せ先
- 亜熱帯農業センター(父島) 2-2104
- 常農研修所(母島) 3-2121

中小企業者向け金融支援について

台風19号又は21号による被害を受けた中小企業者に対し、東京都による以下の支援事業があります。

- 【融資対象】 台風19号又は21号により事業所や設備の損壊などの被害を受けた中小企業者
- 【資金使途】 事業の再建に必要な運転資金、設備資金
- 【融資限度額】 2億8千万円 (8千万円以下の場合原則無担保)
- 【融資期間】 15年以内
- 【融資利率】 1.7%

※なお、融資額1億円を限度として、東京都が1.2%、村が0.5%の利子補給を行います。

- 【信用保証料】 東京都が全額補助します。
- 【受付期間】 令和元年11月1日から令和2年3月31日まで

- 問合せ先
- 七島信用組合小笠原支店 2-7410
- 東京都小笠原支庁産業課 2-2122
- 小笠原村産業観光課 2-3114

就学援助制度

小・中学校への就学にあたり、経済的な理由でお困りの保護者の方や台風等により被災され、村民税又は固定資産税の減免措置を受けた方に対して、学用品・通学用品などにかかる費用の一部を援助しています。

【援助の手続き】 申請書は、教育委員会・母島支所にあります。必要事項を記入し、教育委員会・母島支所へ提出してください。

【添付書類】 台風等の被害により村民税または固定資産税の減免を受けたことを証する書類

- 問合せ先 教育委員会事務局 2-3117

台風被災に伴う「災害支援融資」

七島信用組合では、被災された方々に対し「災害支援融資」を実施いたします。

- 【対象者】 台風21号により被災した方(法人・個人)
- 【申込期間】 令和元年10月24日(金)～令和2年3月31日
- 【資金使途】

- ①建物の修繕・片づけ費用、②家電・車等の買替え資金、③当面の生活資金・運転資金
- 【融資額】 1,000万円以内
- 【期間】 最長15年(1年の元金据置可)
- 【利率】 3年以内 年0.8% 固定金利
3年超 年1.0% 変動金利

- 【返済方法】 割賦返済又は一括返済
- 【担保・保証人等】 原則不要(審査により担保・連帯保証人が必要となる場合があります。)
- 【母島向け説明会の実施】

- 日時 11月15日(金)
- お昼の12時～午後1時
- 場所 母島村民会館会議室
- 【その他】

当組合の審査によりご要望に添えない場合もあります。

- 問合せ先 七島信用組合 小笠原支店 2-7410

国有林及び国有林指定ルート

国有林内からの倒木等があった場合には、国有林課へご連絡をお願いします。

国有林指定ルートについては、父島・母島とも通行止めの措置はとっておりませんが、倒木等により歩行困難なルートが多く、通行できるように順次処理を予定しています。

- 問合せ先
- 小笠原総合事務所国有林課 2-2103
- 小笠原諸島森林生態系保全センター 2-3403